

【修文の凡例】

- ==== は7月12日時点修正案からの削除箇所  
赤字 は7月12日時点修正案からの追記箇所  
==== は7月12日時点修正案で示した原案の削除箇所  
青字 は7月12日時点修正案で示した原案の追記箇所

む こ がわ  
**武庫川流域総合治水推進計画(仮称)※**  
**【県原案】※**

〔7月28日時点修正案〕

- 注1) 本修正案は、「武庫川水系河川整備計画（原案）等の修文整理表」での整理をもとに、7月12日時点修正案以降に修文した頁を抜粋した資料である。  
注2) 各修正箇所の右側に赤字で示した番号は、修文整理表で記載している整理番号と対応している。

**武庫川流域総合治水推進協議会(仮称)**

※標記の計画は、今後制定する「武庫川流域における総合的な治水対策の推進に関する要綱(仮称)」に基づき、県及び流域市によって設置される「武庫川流域総合治水推進協議会(仮称)」において策定を予定している。  
ここに示した【県原案】は、河川整備計画(原案)審議に関連するため、兵庫県が、流域市の意見を踏まえて、作成したものである。

## 2 減災対策の推進

近年の気候変動等に起因して集中豪雨が多発する傾向にあることから、計画規模を上回る洪水や整備途上段階において河川の流下能力以上の洪水が発生し、沿川の住民や家屋等に被害が生じることも考えられる。

このようなことから兵庫県では、平成 16 年の台風 23 号などこれまでの災害の経験を踏まえ「ひょうご治山・治水防災実施計画」を策定し、県民の安全・安心を確保するため、さまざまな防災対策事業を実施している。この計画では、できるかぎりの対策を実施しても、行政の対策には限界があり災害を完全になくすことはできないと認識し、災害による被害を最小限におさえる「減災」の考え方のもと、日頃から十分に備えをしておくことが重要としている。

1

最近でも、平成 21 年 8 月に、佐用川において、過去に経験の無い規模の洪水が発生し、甚大な被害が生じており、減災への一層の取組が必要となっている。

これまで、武庫川流域では、流域各市がハザードマップを住民に配布したり、県においてもインターネットを利用したCGハザードマップなどの各種防災情報を住民に提供することにより水害リスクに対する認識の向上に取り組んでいる。

しかしながら、平成 21 年 3 月の県民モニターを対象としたアンケート調査において、武庫川下流部の築堤区間が含まれる阪神南県民局の管内では、約 9 割の人がハザードマップに対する関心が低い結果となっている。この区間は、武庫川からの氾濫による被災の経験が無いため、洪水に対する危険性が十分に認識されていない可能性がある。このような地域では、洪水時に住民が適切に避難できるような環境を整えるため、平常時から住民が水害リスクを認識することが重要である。

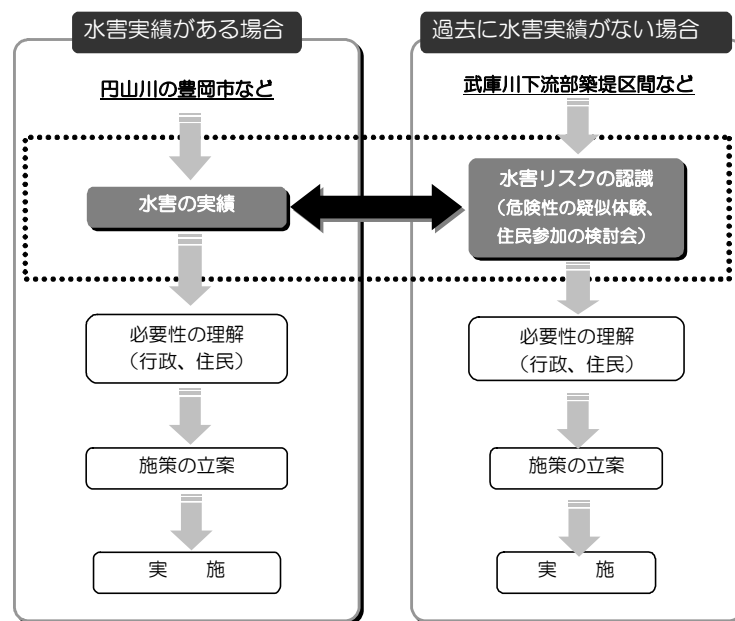


図 1.2 水害実績が無い武庫川下流域での水害リスク認識の必要性

さらに、高齢化社会の到来による災害時要援護者の増加などにより、地域コミュニティに